

税のミニ通信

iDeCoに関する税制

1 iDeCoとは

iDeCoとは、自分で決めた額（掛金）を積み立てて運用し、60歳以降に受け取る年金のことです。公的年金にプラスができる「もうひとつの年金」と言われています。一般的には、iDeCoの特徴として、税制的に優遇されていることが挙げられます。

2 iDeCoの掛金を拠出した（支払った）年の税制

iDeCoの掛金を拠出した年は、その年に拠出した掛金の額を、年末調整又は確定申告において、その年分の所得金額から控除（所得控除・小規模企業共済等掛金控除）を受けることができます。この所得控除を受けることで、iDeCoの掛金拠出年における節税効果が期待できます。

3 iDeCoの給付金を受給した時



吉田利彦税理士事務所 税理士 吉田利彦

の税制

iDeCoは、その掛金を拠出年した各年の所得金額から控除していき、将来（60歳以降に）受け取る給付金が課税の対象となります。iDeCoの給付金を受給する方法としては、60歳以降に一時金で受給する方法または年金で受給する方法があります。

① iDeCoの給付金を一時金で受給する場合には、退職所得となります。退職所得の金額の計算方法は、「（収入金額－退職金の合計額－退職所得控除額）×1/2」となります。退職所得控除額は、会社等の勤続年数（iDeCoの場合には掛金の拠出期間）により計算されます。退職所得控除額の計算方法は、勤続年数が20年以下の場合には「40万円×勤続年数」、勤続年数が20年を超える場合には「800万円+70万円×（勤続年数－20年）」です。

② iDeCoの給付金を年金で受給する場合には、雑所得（公的年金等）になります。雑所得（公的年金等）の金額の計算方法は、「公的年金等の収入金額－公的年金等控除額」となります。公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額が変わりますが、最も低い控除額は65歳未満の場合は70万円、65歳以上の場合は120万円です。

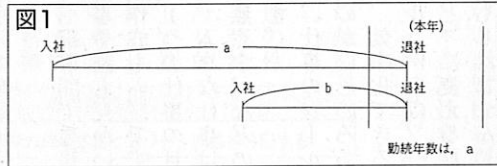
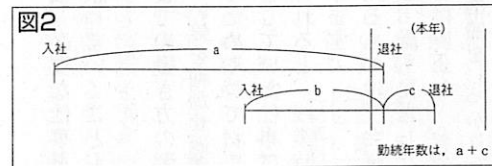
③ 雑所得（公的年金等）の金額の計算方法は、「公的年金等の収入金額－公的年金等控除額」となります。公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額が変わりますが、最も低い控除額は65歳未満の場合は70万円、65歳以上の場合は120万円です。

4 iDeCoの給付金を一時金で受給する場合の留意点

同じ年に2か所以上から退職金を受給する例として、勤務していた会社からの退職金と企業年金基金などから退職手当とみなされる一時金（iDeCoの給付金等）を同じ年に受給する場合があります。考えられます。同じ年に2か所以上から退職金を受給する場合には、退職所得控除額の計算において、勤続年数の計算に誤りがないよう注意する必要があります。

2か所以上から退職金を受け取る場合の退職所得控除額の計算における勤続年数

①各退職手当等ごとに勤続期間を計算し、そのうち最も長い期間を勤続年数として計算します。具体的には下図のようになります。



（参考）

その年の前年以前4年以内に他の会社等から退職手当等の支払いを受けたことがある者がその年に退職手当等を支給される場合、その年の退職手当等に係る勤続年数の一部が、その年の前年以前4年以内に支払いを受けた退職手当等の勤続期間と重複しているときは、原則として下図のようになります。複数の退職金を受給する可能性のある方は、この点も御留意ください。

iDeCoの給付金を受給する時期と、勤務先の退職金を受給する時期は、同じような時期になることが考えられます。iDeCoの給付金を一時金で受給する年と同じ年に、勤務先から退職金を受給している場合、iDeCoと勤務先からの退職金の合計額が、その合計額に対する退職所得控除額を超える場合には、所得税が課税されることと考えられます。その場合には、iDeCo以外の公的年金を受給する可能性が低い60歳から65歳の時期に、毎年iDeCoの給付金を70万円ずつ年金方式で受給する方法等も検討してみたいかがでしょうか。iDeCoに関しては、最も有利な給付金の受給方法の選択が重要と思われます。

